

## 文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱

平成 17 年 11 月 14 日17 文介介第 1114 号制定  
平成 19 年 1 月 24 日18 文介介第 1517 号改正  
平成 20 年 3 月 11 日19 文介介第 1951 号改正  
平成 22 年 1 月 20 日21 文福介第 1754 号改正  
平成 23 年 3 月 31 日22 文福介第 2293 号改正  
平成 24 年 3 月 15 日23 文福介第 2154 号改正  
平成 27 年 2 月 20 日26 文福高第 936 号改正  
平成 27 年 12 月 14 日27 文福高第 871 号改正  
平成 29 年 3 月 31 日28 文福高第 1947 号改正  
平成 30 年 3 月 20 日29 文福高第 1348 号改正  
令和 2 年 3 月 27 日2019 文福高第 1767 号改正  
令和 2 年 8 月 7 日 2020 文福高第 631 号改正

### (設置)

第1条 文京区（以下「区」という。）における高齢者等の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、文京区地域包括ケア推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例による。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域包括支援センターの設置及び運営に関すること。
- (2) 認知症の本人及びその家族等に対するきめ細やかな対応と継続的な支援を行うためのネットワーク構築に関すること。
- (3) 前2号のほか、地域包括ケアの推進に関すること。

2 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 地域密着型介護サービス費の額
- (2) 地域密着型介護予防サービス費の額
- (3) 指定地域密着型サービス事業者の指定
- (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
- (5) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準
- (6) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに、指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準
- (7) 指定介護予防支援事業者の指定

3 前2項に掲げる事項のほか、委員会は、文京区地域福祉推進協議会設置要綱（8文福福発第504号）第8条各項に規定する高齢者・介護保険事業計画の策定又は改定に関する事項について検討するものとする。

4 前3項のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条に規定する医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画の策定に当たり、高齢者・介護保険事業計画との整合性確保のために意見を述べるることができる。

(委員)

第4条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 地域の医療に関係する団体（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）の代表者 5人以内
- (3) 介護支援専門員並びに介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者の代表者 3人以内
- (4) 地域の高齢者に関係する団体等（町会連合会、民生委員・児童委員協議会、話し合い員連絡協議会、高齢者クラブ連合会、権利擁護関係団体及び第2号被保険者の雇用主）の代表者 6人以内
- (5) 公募区民（第1号被保険者、第2号被保険者及び介護保険サービス利用者） 5人以内

2 前項第5号に規定する委員は、別に定める文京区地域包括ケア推進委員会公募委員募集要領（18文介第1518号）により募集する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとし、委員が欠けたときにおける補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者とし、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長1人を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。

(幹事)

第9条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は、福祉部福祉政策課長、福祉部高齢福祉課長、福祉部地域包括ケア推進担当課長、福祉部介護保険課長及び保健衛生部健康推進課長の職にある者とする。

(専門部会)

第10条 委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 認知症施策検討専門部会
- (2) 医療介護連携専門部会

2 部会は、第3条第1項及び第4項に規定する事項を分野別に検討し、その結果を委員会に報告する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

4 部会長は、福祉部長が指名し、区長が委嘱する。

5 部会員は、第4条第1項の委員、学識経験者、区民、区内関係団体等の推薦による者及び地域包括支援センターの職員のうちから、区長が委嘱する。

6 前2項の規定にかかわらず、医療介護連携専門部会の部会長及び部会員は、文京区地域医療連携推進協議会設置要綱（21文保健第133号）の規定に基づく在宅医療検討部会の部

会長及び部会員を兼ねるものとする。この場合において、医療介護連携専門部会の部会長及び部会員の任期については、文京区地域医療連携推進協議会設置要綱の規定によるものとする。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第11条 委員会及び部会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成19年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず任期を平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成23年度から委員の任にある者については、第5条の規定にかかわらず、任期を平成24年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年2月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。